



栃木県公報

令和7(2025)年
9月12日(金)
号外
第43号

目 次

教育委員会

○県立学校職員服務規程及び学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正	1
○義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正	10
○栃木県教育委員会事務局処務規程の一部改正	13

教育委員会

栃木県教育委員会規則第10号

県立学校職員服務規程及び学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年9月12日

栃木県教育委員会教育長 中村千浩

県立学校職員服務規程及び学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則
(県立学校職員服務規程の一部改正)

第1条 県立学校職員服務規程(昭和32年栃木県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(部分休業承認等)</p> <p>第23条の4 職員は、育児休業法第19条第1項の規定による請求、同条第2項の規定による申出及び同条第3項の規定による変更をするときは_____、<u>様式第14の6による部分休業承認請求書を学校長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の請求は、部分休業を始めようとする日の10日前までにしなければならない。</u></p> <p><u>3・4 略</u></p>	<p>(部分休業承認等)</p> <p>第23条の4 職員は、育児休業法第19条第1項の規定により、部分休業の承認の請求_____をするときは、<u>その休業を始めようとする日の10日前までに、様式第14の6による部分休業承認請求書を学校長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2・3 略</u></p>

様式第14の6及び様式第14の7を次のように改める。

様式第14の6 (第23条の4関係)

(第1面)

部分休業承認請求書

申出対象期間 年度

栃木県教育委員会様

補職名
氏名

次のとおり申出(変更)の上、部分休業の承認を請求します。

1 請求に 係る子	氏名				
	続柄等				
	生年月日	年	月	日	
2 申出	申出年月日	年	月	日	
	申出の内容 (①又は②を記入)	※申出の内容(変更後の内容も共通) ①1日につき2時間を超えない範囲内(第1号部分休業) ②1年につき77時間30分(非常勤職員については勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間)を超えない範囲内(第2号部分休業)			
3 変更	変更年月日	年	月	日	
	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	決裁		本人の 確認
4 備考					

- 注 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類を添付すること。
(写しでも可)
- 2 「続柄等」欄は、請求に係る子の請求者との続柄等(請求に係る子が学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則第5条第2号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実)を記入すること。
- 3 変更を行う場合は、子の養育に著しい支障が生じることが確認できる書類を添付すること。
- 4 第1号部分休業の承認の請求の場合は第2面、第2号部分休業の承認の請求の場合は第3面を用いること。
- 5 該当する□には、レ印を記入すること。

(第2面)

(第3面)

様式第14の7 (第23条の4関係)

部 分 休 業 取 消 簿

様式第14の9を次のように改める。

様式第14の9 (第23条の5関係)

修 学 部 分 休 業 取 消 簿

様式第14の12を次のように改める。

様式第14の12 (第23条の6関係)

高齡者部分休業取消簿

(学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正)

第2条 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成7年栃木県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第12条の2 略 2 1時間を単位とする介護休暇は_____、1日を通じて4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内とする。 (介護時間)	第12条の2 略 2 1時間を単位とする介護休暇は、 <u>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて</u> 、1日を通じて4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内とする。 (介護時間)
第12条の3 略 2 _____育児休業法第19条第1項の規定による <u>同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する</u> 部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日 <u>の介護時間</u> については、 <u>1日につき</u> 2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間 <u>を超えない範囲内</u> とする。	第12条の3 略 2 <u>介護時間は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(育児休業法第19条第1項の規定による_____部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日_____については、当該_____2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内</u> とする。
第19条 略 (3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等の措置を講ずる期間)	第19条 略
第20条 条例第16条の2第2項の教育委員会規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。	第20条 略
第21条 略	

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

栃木県教育委員会規則第11号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年9月12日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年栃木県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

3,500	4,200	6,800	
3,700	4,400	6,900	
3,800	4,500	7,100	
4,000	4,900	7,200	

別表第1中	4,300	5,100	7,400	を
	4,500	5,200	7,500	
	4,700	5,400	7,600	
	4,900	5,500	7,700	
	5,100	5,700	7,900	
	5,300	5,900	8,000	
	5,400	6,000	8,000	
	5,600	6,100	8,000	
	5,700	6,300		
	5,800	6,400		
	6,000	6,600		
	6,100	6,800		
	6,300	6,900		
	6,400	7,000		
	6,500	7,100		
	6,700	7,200		
	6,800	7,300		
	6,900	7,400		
	6,900	7,500		
	7,000	7,500		
	7,200	7,500		
	7,200			
	7,200			
	7,300			
	7,300			
	7,300			

「	4,000	4,900	7,400	に改める。
	4,300	5,100	7,500	
	4,500	5,200	7,600	
	4,700	5,400	7,700	
	4,900	5,500	7,900	
	5,100	5,700	8,000	
	5,300	5,900	8,000	
	5,400	6,000	8,000	
	5,600	6,100		
	5,700	6,300		
	5,800	6,400		
	6,000	6,600		
	6,100	6,800		
	6,300	6,900		
	6,400	7,000		
	6,500	7,100		

6,700	7,200		
6,800	7,300		
6,900	7,400		
6,900	7,500		
7,000	7,500		
7,200	7,500		
7,200			
7,200			
7,300			
7,300			
7,300			

]

3,500	5,100	6,800	
3,700	5,200	6,900	
3,800	5,400	7,100	
4,000	5,500	7,200	
4,300	5,700	7,400	
4,500	5,900	7,500	
4,700	6,000	7,600	
4,900	6,100	7,700	
5,100	6,300	7,900	
5,300	6,400	8,000	
5,400	6,600	8,000	
5,600	6,800	8,000	
5,700	6,900		
5,800	7,000		
6,000	7,100		

別表第2中

を

6,100	7,200		
6,300	7,300		
6,400	7,400		
6,500	7,500		
6,700	7,500		
6,800	7,500		
6,900			
6,900			
7,000			
7,200			
7,200			
7,300			
7,300			

	7,300		
4,000	5,700	7,400	
4,300	5,900	7,500	
4,500	6,000	7,600	
4,700	6,100	7,700	
4,900	6,300	7,900	
5,100	6,400	8,000	
5,300	6,600	8,000	
5,400	6,800	8,000	
5,600	6,900		
5,700	7,000		
5,800	7,100		
6,000	7,200		
6,100	7,300		
6,300	7,400		
6,400	7,500		
6,500	7,500		
6,700	7,500		
6,800			
6,900			
6,900			
7,000			
7,200			
7,200			
7,200			
7,300			
7,300			
7,300			

に改める。

」

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の義務教育等教員特別手当に関する規則の規定に基づいて支給された義務教育等教員特別手当は、改正後の規則の規定による義務教育等教員特別手当の内払とみなす。

栃木県教育委員会訓令第3号

本局
教育事務所

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年9月12日

栃木県教育委員会教育長 中村千浩

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県教育委員会事務局処務規程（昭和61年栃木県教育委員会訓令第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(部分休業承認等)</p> <p><u>第36条 育児休業法第19条第1項の規定による請求、同条第2項の規定による申出及び同条第3項の規定による変更は</u>、部分休業承認請求書（別記様式第26号）を所属長に提出<u>すること</u>により行わなければならない。</p> <p><u>2 前項の請求は、部分休業を始めようとする日の10日前までに行わなければならない。</u></p> <p><u>3・4 略</u></p> <p><u>5 システム利用所属職員に対する第1項及び前2項の規定の適用については、第1項中</u>「部分休業承認請求書（別記様式第26号）を所属長に提出する」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該請求、申出及び変更に係る事項を入力する」と、<u>第3項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「部分休業取消簿（別記様式第27号）を所属長に提出しなければ」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休業の一部の取消しに係る事項を入力しなければ」と、前項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「養育状況変更届（別記様式第25号）」とあるのは「総合庶務事務システム」と、「所属長を経て教育政策課長に届け出なければ」とあるのは「入力しなければ」とする」とする。</u></p>	<p>(部分休業承認等)</p> <p><u>第36条 育児休業法第19条第1項の規定により職員が部分休業の承認を請求するときは、その休業を始めようとする日の10日前までに、部分休業承認請求書（別記様式第26号）を所属長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2・3 略</u></p> <p><u>4 システム利用所属職員に対する前3項</u>の規定の適用については、第1項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「部分休業承認請求書（別記様式第26号）を所属長に提出しなければ」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休業に係る事項を入力しなければ」と、<u>第2項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「部分休業取消簿（別記様式第27号）を所属長に提出しなければ」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休業の一部の取消しに係る事項を入力しなければ」と、前項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「養育状況変更届（別記様式第25号）」とあるのは「総合庶務事務システム」と、「所属長を経て教育政策課長に届け出なければ」とあるのは「入力しなければ」とする」とする。</u></p>

別記様式第6号注1及び別記様式第15号の2注2中「第4条第1項第1号」を「第1条の6第2項第1号」に改める。

別記様式第26号を次のように改める。

別記様式第26号(第36条関係)

(第1面)

部分休業承認請求書

申出対象期間 年度

栃木県教育委員会様

所属名
職氏名

次のとおり申出(変更)の上、部分休業の承認を請求します。

1 請求に 係る子	氏名			
	続柄等			
	生年月日	年	月	日
2 申出	申出年月日	年	月	日
	申出の内容 (①又は②を記入)	※申出の内容(変更後の内容も共通) ①1日につき2時間を超えない範囲内(第1号部分休業) ②1年につき77時間30分(非常勤職員については勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間)を超えない範囲内(第2号部分休業)		
3 変更	変更年月日	年	月	日
	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	決	裁
4 備考				

- 注 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類を添付すること。
(写しでも可)
- 2 「続柄等」欄は、請求に係る子の請求者との続柄等(請求に係る子が職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第1条の6第2項第1号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実)を記入すること。
- 3 変更を行う場合は、子の養育に著しい支障が生じることが確認できる書類を添付すること。
- 4 第1号部分休業の承認の請求の場合は第2面、第2号部分休業の承認の請求の場合は第3面を用いること。
- 5 該当する□には、レ印を記入すること。

(第2面)

(第3面)

附 則

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

(教育政策課)